



一小6年4組  
大河原 梓さん

### 子ども議会について

この子ども議会の代表は男女1名ずつとなっていました。が、私たちの学級では、参加を希望したのは女子だけでした。今後の参加者について検討をお願いします。



一小6年3組  
大和田 心結さん

### 田んぼアートについて

田んぼアートへの来場者のために、道案内看板やチラシなどを増やしたり、田んぼアートのPR活動を町内の小中学生で行うのはどうですか。



二小6年  
円谷 翔琉さん

### 小学校の改築について

一小は新しくなりましたが、二小は改修工事などが行

われていません。今後地震などが起きたときの対策は万全ですか。

町長——二小は震度6強から7の地震にも耐えられるようになっていきます。ただし、建てられてから34年が過ぎていますので、今後改修工事を検討していきます。

町長——案内看板は現在18箇所に設置しており、もっとわかりやすい看板の設置も検討しています。小中学生のおもてなしの行動が町の大きな力になります。冬にかけてLEDを使った「きらきらアート」を予定していますのでご期待ください。

## PHOTO GALLERY



①子ども議会閉会后に、遠藤町長、渡辺議長と集合写真 ②答弁する遠藤町長 ③会の最後に感想を述べる、前半の議長を務めた大和田議員 ④同じく後半の議長を務めた根本議員 ⑤町長の答弁にしっかりとメモをとる子ども議員たち ⑥入場前の緊張した様子 ⑦傍聴に訪れた町議会議員の皆さん

## 保育サービスの質の向上を目指して

# 鏡石保育所民営化計画を策定

これまで鏡石保育所は、町立の保育所として「保育が必要な子ども」を預かる保育事業を展開してきましたが、今後は、「保護者の保育ニーズに応じた多様な保育サービスの提供や経験豊富な保育士の安定確保などによる保育の質の向上」という役割が、これまでに求められます。

こうした状況から、今回、鏡石保育所の運営方法を見直して、保育サービスの質の向上を図るために、鏡石保育所の民営化計画を策定しました。保育所の民営化とは、町立保育所の管理運営を社会福祉法人などの民間事業者に移



管することです。計画の内容は、次のとおりです。

### ●民営化の目的

①保育士の確保と保育サービスの質の向上  
近年、核家族化や少子化の進行、共働き世帯の増加、就業形態の多様化等が進み、保育サービスに対する保護者のニーズが多様化しています。こうした状況に対応するためには、保育サービスを提供する質の高い保育士の確保が欠かせません。

このため、保育士の雇用安定を前提として、保育所の運営を民間事業者に移管することで、経験豊富な保育士を確保して、保育サービスの質の向上を図っていきます。

### ②保育所の安定的な運営

民間事業者による保育所の運営に関わる経費については、国・県・町からの負担金により賄われることから、安定的な運営が見込まれます。



また、施設の新設、増改築等の経費についても、国や県から補助金を受けることが可能となります。なお、町立の保育所に対しての補助制度はありません。

### ●社会福祉協議会による運営

保育所の運営先としては、地域福祉の推進を図り、営利を目的としない極めて公共性の高い団体である「社会福祉法人 鏡石町社会福祉協議会」を予定しています。なお、社会福祉協議会の運営による主なメリットは次のとおりです。

### ①保育の継続性の確保

保護者が安心して子どもを

預けることができるように、一定期間、正規職員の保育士を町から派遣することができ、これにより鏡石保育所としての保育の継続性を確保できます。

### ②雇用の安定と保育の質の向上

現在の鏡石保育所の臨時職員について、社会福祉協議会の職員として継続雇用してもらうことで、雇用の安定と保育業務への意識向上が図られます。

### ③町との連携による保育所運営

現在、町は社会福祉協議会と人的交流などを通じて一体的な福祉事業を展開しています。このことから、町との密接な連携による保育所運営が期待できます。

### ④町民の意見を反映

社会福祉協議会の役員が、町内の各種団体の代表者等から構成されていることから、町民の立場からの意見を反映

させた運営が期待できます。

### ●今後の予定

保育方針の変更や保育士の大幅な入れ替わり等で、保護者や子ども達が不安を感じるようなことがないよう、従来の鏡石保育所での保育方針・保育体制を基本的に維持しながら段階的に進めていきます。町民の皆様のご理解をお願いします。

### 【第1段階・平成29年4月から】

町が引き続き鏡石保育所の設置主体として責任を持ちながら、社会福祉協議会に保育所の管理運営を業務委託します。期間は1〜2年間で想定しています。

### 【第2段階・平成30年度以降】

安定的・継続的に充実した保育が行われていることを確認した後に、社会福祉協議会が保育所の設置主体として、その特色を生かしながら、自主的・主体的に管理運営を行います。引き続き町も様々な面で支援していきます。

### ▼問い合わせ先

福祉子ども課  
(勤労青少年ホーム内)  
62-2210

